

第2回「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」 議事要旨

【日 時】 平成25年4月30日（火） 14：30～16：30

【場 所】 出雲市役所 1F くにびき大ホール

【出席者】 第2回出席者名簿のとおり

【傍聴者】 37名

【内 容】

■議 事

(1) 前回議事内容の確認

(2) 意見発表・・・(別紙「意見発表要旨」)

(3) その他

○「水利権更新の手続について」(国土交通省出雲河川事務所から説明)

・「水利権」は、河川法では「流水の占用」と表現され、河川管理者（今回は、国土交通大臣（整備局長））の許可を受けることが必要。

・「発電」目的の許可期間については、以前は30年間であったが、現行は20年間

・許可期限前に更新申請を行えば、許可期間を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存在。（今回の申請も補正が必要だが、効力は存在。）

・水利使用許可については、①公共の福祉の増進、②実行の確実性、③河川流量と取水量との関係、④公益上の支障の有無の4つの基準から判断。

・③については、「維持流量」と「水利流量」から定まる「正常流量」を確保することが必要。

・質疑応答 (Q. は出雲市副市長、A. は国土交通省出雲河川事務所)

Q. 現在の中国電力と国交省との間での手続の状況はどうなっているのか。

A. 今年2月末に中国電力から出された申請には、来島ダムからの放流量や水利使用の期間について、具体的な数値が書かれていないので、早急に補正の数値を入れて、再提出するようお願いしているところである。

Q. その数値を入れるに当たり、関係の方の意見とか、関係市町との調整が前段で、必要であるという認識でよろしいか。

A. このような場等を通じた調整の上で、数値や期間を設定し、出していただくと いうように考えている。

Q. 本日、関係の皆さんから反対意見が出されたが、このような状況でも、一般的な手続で進められるのか、それとも、より慎重な検討をなされるのか。

A. 基本的には他の申請に係る審査と同様に、提出された申請書を審査基準に沿って適切に審査した上で判断する形になると考えている。

Q. 当初の水利使用期限は過ぎているが、いつまでにといった時期的な目途はあるのか。

A. 補正申請については、具体的な期限を示してはいないが、法的な手続きであり、できるだけ早く、提出してもらう必要がある。

Q. 関係市町等の合意が前提だということですか。

A. そうである。その上で早急に出していただきたいと思っている。

○次回について

「出雲市長」

- ・本日の意見など、いろいろな意見がある中で調整を進めるには、中国電力にこうした意見をまず伝えることが必要。
- ・その上で、次回、使用水量や使用期間について、環境問題への対応等も含めて、中国電力の考えを伺ってはと思う。

「飯南町長」

- ・同感である。

●まとめ

- ・次回は、これまでの会議の状況を中国電力に伝え、未定となっている使用水量や使用期間について、中国電力の考えをこの調整会議で聞くこととする。
- ・時期については、出来るだけ早くということで、事務局で調整する。